

調剤薬局各位

院外処方せんにおける疑義照会の運用について

日頃より、武蔵野徳洲会病院の院外処方せんの発行についてご協力いただきありがとうございます。標記の件につきましてご連絡させていただきます。ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 各種問い合わせ窓口

- ①疑義照会（調剤・薬剤に関する疑義・質疑に関すること）
→薬剤部
- ②保険（保険番号、公費負担などに関すること）
→医事課

2. 疑義照会不要例

①成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジン OD錠 5mg ⇒ ノルバスク OD錠 5mg
⇒ アムロジピン OD錠 5mg「トーワ」

※必ず患者様に説明（価格、服用方法等）後、同意を得て変更してください。

※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可能です。

※後発医薬品への切り替えに関する内容は所定の用紙にて FAX 連絡をお願いします。

②剤型の変更

例：ミヤ BM 細粒 ⇒ ミヤ BM 錠
ミラドール錠 50mg ⇒ ミラドールカプセル 50mg
アクトス錠 15mg ⇒ アクトス OD錠 15mg

※必ず患者様に説明（価格、服用方法等）後、同意を得て変更してください。

※用法用量が変わらない場合のみ変更可。

※安定性、体内動態等を考慮して行ってください。

※外用薬の変更は不可です。（軟膏⇒クリーム等の製剤の変更等は疑義照会をして下さい。）

③別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格へ変更すること

例：5mg錠 1回2錠 ⇒ 10mg錠 1回1錠
40mg錠 0.5錠（半錠） ⇒ 20mg錠 1錠

※必ず患者様に説明（価格、服用方法等）後、同意を得て変更してください。

④処方製剤をコンプライアンス等の理由により無料で粉砕や混合を行うこと

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、粉砕・混合してください。

⑤処方薬剤をコンプライアンス等の理由により無料で一包化調剤すること

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、一包化してください。

⑥湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例：インテナースパップ 70 mg（7枚入り）×5袋

⇒ インテナースパップ 70 mg（5枚入り）×7袋

アズノール軟膏（20g入り）×5本

⇒ アズノール軟膏（100g入り）×1本

アズノールうがい液 10mL 1本

⇒ アズノールうがい液 5mL 2本

⑦経過措置による名称の変更に関すること

※患者様に十分説明した上、変更して調剤してください。

◎在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否がないようお願い致します。

3. その他

※散剤の投与量で不明な点がある場合は疑義照会をお願いします。

※調剤過誤、副作用発生等の連絡は必ず電話連絡にてお願いします。

※「お薬手帳」等による情報のフィードバックの推進をお願いします。

4. 運用開始日

2017年2月1日より